

犯罪被害者等支援の取組み

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

事件発生直後から、犯罪の被害を受けた方々のための支援を、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者が中心となって実施いたしますので、直接ご相談下さい。

～お願い～

被害者やそのご家族の方には、犯人の逮捕など捜査上の必要性から

- ・事情聴取
- ・証拠品の提出
- ・現場検証への立会い

に応じていただくなどのご負担をおかけすることがありますが、事件解決のためご協力をお願いします。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
『ギョっとちゃん』

海上保安庁へのお問い合わせ先



犯罪被害者等への支援について



海上保安庁

1 犯罪被害者等への情報提供

～ 被害者連絡制度 ～

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。

2 捜査の過程における配慮

～ 犯罪被害者等支援制度 ～

犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件発生直後から次のような活動をしています。

- ・ 犯罪被害者及びその家族への付き添い
- ・ 支援制度の説明 など

～ 事情聴取における配慮 ～

犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保、精神的負担の緩和に配慮しています。

また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

3 経済的負担の軽減

～ 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度 ～

司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。

※対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事件取扱い海上保安部署にお問い合わせ下さい。

～ 診断書等の公費負担制度 ～

犯罪被害者の被害に係る診断書料や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続きにおける経済的負担の軽減に努めています。

※詳細は、事件取扱い海上保安部署にお問い合わせ下さい。

4 関係機関との連携協力体制の強化

全国の「被害者支援連絡協議会」へ参画するなど犯罪被害者及びその家族の方々への支援に関する情報を共有するとともに、警察、検察庁、民間被害者支援団体などとの連携・協力を行っています。

5 犯罪被害者等の支援制度に関する情報提供

海上保安庁における犯罪被害者等支援制度、警察、検察庁などの支援制度、民間被害者支援団体における支援への取組みをリーフレット、ホームページで紹介しています。

海上保安庁ホームページアドレス



<http://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>

警察庁ホームページアドレス



<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>

法務省ホームページアドレス



http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html

日本司法支援センター（法テラス）
ホームページアドレス



<http://www.houterasu.or.jp/higashashien/index.html>

犯罪被害者等支援に係る具体的な内容につきましては、最寄りの海上保安部署にお問い合わせ下さい。

【最寄りの海上保安部署】